

監事監査規約

特定非営利活動法人 NPOホットライン信州

(趣旨)

第1条 この規約は、法令及び定款に基づく監事の職務と監査に関する基準の運営について定める。

(監事の基本姿勢)

第2条 監事は、法令および定款並びに監事監査規約を遵守し、業務並びに会計に関する監査を行い、事業の発展に寄与するとともに、会員の付託と要望に応じていかななければならない。

- 2 監事は、常に状況等の把握に努めるとともに、不断に理事及び会員との意思疎通を図り、業務の実態を把握していかななければならない。
- 3 監事は、監査意見をまとめるにあたり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、正当な注意を払わなければならない。
- 4 監事はその業務を行うにあたり、常に公平不偏の立場を保ち、かつ、その職務を通じて知り得た事項について、その秘密保持も留意しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第3条 監事は、理事の職務の執行のおよび会計処理実務や決算関係書類などの監査を行う。

- 2 監事は、会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、理事及び会計担当者その他の会員に対して報告を求めることができる。
- 3 監事は、その職務を行うために特に必要があるときは、本業務及び財産の状況を調査することができる。

(監事会)

第4条 監事は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行うため、監事会を設ける。但し、監事の権限の行使を妨げることはできない。

- 2 監事会は、理事と会員から数名をもって構成する。
- 3 監事会は必要あるときは開催することが出来る。
- 4 監事会の協議事項は、次の通りとする。

- ① 監査の方針及び実施計画
- ② 監査の実施結果についての意見交換
- ③ 監査報告書の作成
- ④ 総会に報告すべき事項
- ⑤ 理事の不正行為などに関する事項
- ⑥ その他監査に関する重要事項

- 5 監事会の決議は、監事の過半数（複数）をもって行う。
- 6 監事会は、理事又は必要に応じその他の関係者の出席を求めることができる。
- 8 監事会は、協議の経過の要領およびその結果を議事録に記載し、これを保管する。

（議事録）

第5条 監事会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監事がこれに署名又は記名押印する。

（重要な会議への出席）

- 第6条 監事は、理事会に出席し、必要に応じて報告を行い、又は意見を述べなければならない。
- 2 監事は、理事会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席することができる。
 - 3 監事は、理事会議事録のほか、重要な会議の議事録及び関係資料を閲覧することができる。

（監査報告書）

- 第7条 監事会は、監査に基づき、協議のうえ監査報告書を作成する。
- 2 監査報告書は、理事長に提出するものとする。

附則

- 1 この規約は、2020年6月1日から実施する。